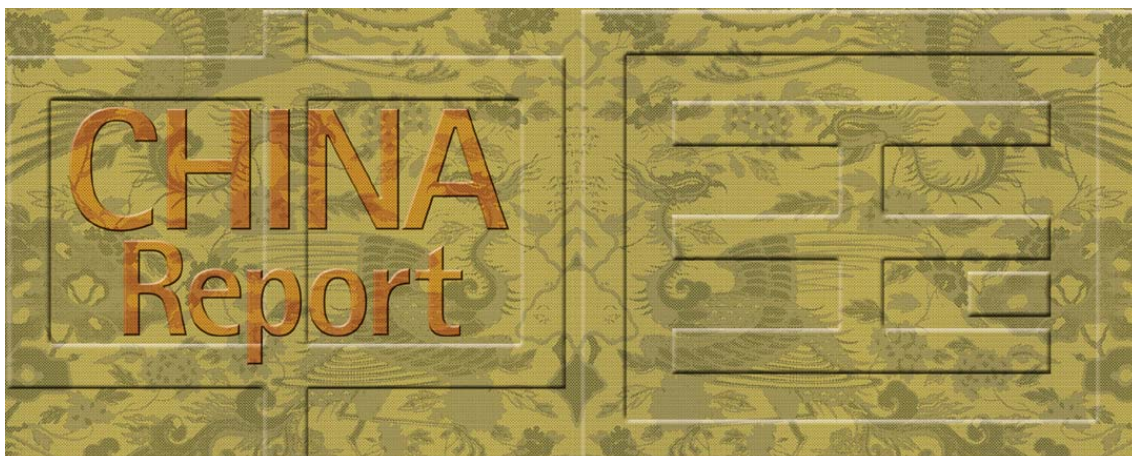




株式会社日本政策金融公庫  
 国際協力銀行（JBIC）

JBIC 中国レポート

2010 年 **12** 月号

|                                                                       |    |
|-----------------------------------------------------------------------|----|
| 新公布法令情報 .....                                                         | 2  |
| 主な新公布法令 .....                                                         | 2  |
| 新公布法令解説 .....                                                         | 5  |
| 「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための中華人民共和国政府とシンガポール共和国政府との間の協定」及び議定書の条文解釈 |    |
| 時事問題研究—在籍出向者 PE 問題について .....                                          | 11 |
| 中国智库— 寄稿（毎号掲載） 富士通総研経済研究所 主席研究員 柯 隆 .....                             | 14 |
| 2011 年の中国経済を占う                                                        |    |
| —五輪と万博の後遺症の影響と展望                                                      |    |

## JBIC 中国レポート

本レポートは、株式会社日本政策金融公庫 国際協力銀行 香港駐在員事務所が、日系企業の皆様の中国に於けるビジネスの参考になりそうな投資、金融、税制等にかかる生の情報を集め毎月発行するものです。本レポートに関するご質問・ご要望等ございましたら、当事務所までご照会下さい。

また、本レポートはホームページでも御覧頂けます。

(<http://www.jbic.go.jp/ja/report/reference/index.html>)

株式会社日本政策金融公庫 国際協力銀行 香港首席駐在員  
行天 健二

## 新公布法令情報

### 主な新公布法令【1】

(直近 3 ヶ月にて公布された新法令のうち、特に重要と思われるものについて会社設立・M&A、債権管理、労務管理、税関管理、税務・会計、外貨管理、その他の項目別にとりまとめたもの。また、マークアップされた法令等については解説等を掲載。)

#### ・ 会社設立・M&A

|       |                                                                          |       |              |
|-------|--------------------------------------------------------------------------|-------|--------------|
| 法令名：  | 戦略的新興産業の育成及び発展を加速させることに関する決定                                             |       |              |
| 公布部門： | 国務院                                                                      | 文書番号： | 国発[2010]32 号 |
| 公布日：  | 2010 年 10 月 10 日                                                         | 施行日：  | —            |
| 概要等：  | 本決定は、①省エネと環境保護、②次世代情報技術、③バイオ、④先端技術使用設備の製造、⑤新エネルギー、⑥新素材、⑦新エネルギー自動車等の産業【2】 |       |              |

<sup>1</sup> 本来、法令の公布は、中央性法規については国務院の、地方性法規については地方人民政府の承認を経てなされる。本レポートでは、かかる公布手続きを経たことが確認できない法令、規範性文書（法令以外の文書）についても、便宜上、その発出日を公布日として表記。施行日については、規定により確認可能であるものについてのみ、表記している（「—」は未確認の意）。また一部法令については、遡及施行されている。

例）企業所得税法に基づき制定された税務通達

公布日：2009 年 7 月 1 日、施行日：2008 年 1 月 1 日（遡及適用）。

<sup>2</sup> 2010 年 12 月 1 日付 The Daily NNA 中国総合版によれば、現在策定中の 2011～20 年までの省エネ・新エネルギー車（新エネ車）産業の発展計画の中で、新エネ車の部品製造企業については、外資の過半数出資が認可される模様。新エネ車の中核部品については従来、他の自動車部品製造とは異なり、出資比率に制限を設けていたが、これを解禁することで海外からの中核技術導入を加速する狙いであることが報道されている。これが実現すれば、日系を含む海外の新エネ車関連企業の参入を大きく後押しするとみられている。また、同計画は、今後 10 年間で、中央政府が 1,000 億元（約 1 兆 2,600 億円）を中核技術の研究開発や専用基金の設立などに投じることを決定済みであるとするほか、対象となる車両の購入税や消費税の減免税、また関連メーカーに対する税制優遇なども盛り込み済みとしている。

を、重点を置くべき「戦略的新興産業」と位置づけ、発展目標等を定めた政策性文書。外資との関係では、外商投資によるベンチャー企業の設立やこれら戦略的振興産業への投資誘致を通じて、中核技術の掌握、競争力向上を図る等とする。

#### ・ 労務管理

|       |                                                                                                                                    |       |                |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|----------------|
| 法令名：  | 中華人民共和国社会保険法                                                                                                                       |       |                |
| 公布部門： | 人民代表大会常務委員会                                                                                                                        | 文書番号： | 主席令第 35 号      |
| 公布日：  | 2010 年 10 月 28 日                                                                                                                   | 施行日：  | 2011 年 7 月 1 日 |
| 概要等：  | 社会保険に関する法律。基本養老保険、基本医療保険、労災保険、失業保険、出産保険の 5 保険に関し、保険料の徴収、基金管理、運営事務、監督責任等に関し規定する。外国人が中国国内で就業し社会保険に加入する場合も（任意加入）、本法の規定が参照適用される（97 条）。 |       |                |

#### ・ 税務・会計

|       |                                                                                                                                                                                                                                              |       |              |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|--------------|
| 法令名：  | 内外資企業及び個人の都市保護建設税と教育賦課費を統一することに関する通知                                                                                                                                                                                                         |       |              |
| 公布部門： | 国家税務総局                                                                                                                                                                                                                                       | 文書番号： | 国発[2010]35 号 |
| 公布日：  | 2010 年 10 月 18 日                                                                                                                                                                                                                             | 施行日：  | —            |
| 概要等：  | 本通知に基づき、従来内資企業及び中国籍個人に対してのみ課されていた都市保護建設税及び教育賦課費が、2010 年 12 月 1 日より、外商投資企業及び外国企業並びに外国籍個人に対しても課されることとなる。都市保護建設税及び教育賦課費は、それぞれ流転税（増値税、営業税、消費税）の納付税額を課税標準とする租税及び行政費用。都市保護建設税の税率は、各都市の規模によって、7%、5%、1%と異なる。教育賦課費の徴収率は一律 3%。外資企業等にとっては、新たな租税公課負担となる。 |       |              |

#### ・ 外貨管理

|       |                                                                                                                                                                  |       |                  |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|------------------|
| 法令名：  | 輸入外貨支払消込制度改革に関する問題に関する通知                                                                                                                                         |       |                  |
| 公布部門： | 国家外貨管理局                                                                                                                                                          | 文書番号： | 匯発[2010]57 号     |
| 公布日：  | 2010 年 10 月 20 日                                                                                                                                                 | 施行日：  | 2010 年 10 月 20 日 |
| 概要等：  | 「輸入外貨支払消込制度改革試行の実施に関する問題に関する通知」（匯発[2010]14 号）外法令に基づき、2010 年 5 月 1 日より、天津市、青島市、江蘇省、山東省、湖北省、内モンゴル自治区、福建省の 6 地区において、輸入外貨支払消込（中国語：核銷）制度の緩和が試験的に実施されているが【3】、本通知は、2010 |       |                  |

<sup>3</sup> 本誌 2010 年 6 月号「新公布法令解説 1」参照。

年 12 月 1 日より、これを全国レベルで展開することを定めたもの。附属文書として「貨物貿易輸入外貨支払管理暫定施行弁法」及び同弁法実施細則が制定されている。

・ その他

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                               |       |                  |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|------------------|
| 法令名：  | 涉外民事関係法律適用法                                                                                                                                                                                                                                                                   |       |                  |
| 公布部門： | 人民代表大会常務委員会                                                                                                                                                                                                                                                                   | 文書番号： | 主席令第 36 号        |
| 公布日：  | 2010 年 10 月 28 日                                                                                                                                                                                                                                                              | 施行日：  | 2011 年 4 月 1 日   |
| 概要等：  | 涉外民事事案に係る準拠法の確定に関する法律。当事者は涉外民事事案に適用する法律を選択できるとする一方、外国法の適用が中国の公共の利益を損なうと考えられる場合における中国法の適用、中国の法令に強行規定がある場合の当該強行規定の直接適用等、例外を定める。婚姻、承継、物件、債権、知的財産権に係る各涉外民事事案に適用する法を指定する。                                                                                                          |       |                  |
| 法令名：  | 契約違法行為監督処分弁法                                                                                                                                                                                                                                                                  |       |                  |
| 公布部門： | 国家工商行政管理局                                                                                                                                                                                                                                                                     | 文書番号： | 工商行政管理総局令第 51 号  |
| 公布日：  | 2010 年 10 月 13 日                                                                                                                                                                                                                                                              | 施行日：  | 2010 年 11 月 13 日 |
| 概要等：  | 本弁法は、契約詐欺等、契約を利用して不法な利益を取得することを目的とし法令の規定に違反する行為を「契約違法行為」と定義し、契約違法行為の各類型について行政処罰を定めたもの。<br>→ 新公布法令解説候補                                                                                                                                                                         |       |                  |
| 法令名：  | 「突発環境事案 危機管理計画管理暫定施行弁法」印刷発出に係る通知                                                                                                                                                                                                                                              |       |                  |
| 公布部門： | 環境保護部                                                                                                                                                                                                                                                                         | 文書番号： | 環発[2010]113 号    |
| 公布日：  | 2010 年 9 月 28 日                                                                                                                                                                                                                                                               | 施行日：  | 2010 年 9 月 28 日  |
| 概要等：  | 「突発環境事案」とは、事故又は想定外の事件等要因により、環境汚染又は環境破壊をもたらし、公衆の生命・健康・財産に危害を及ぼし又は脅威となる緊急の事態を指す（27 条）。本通知附属弁法は、この突発性環境事件危機管理計画の編成・評価・届出等に関し規定するもの。突発環境事件を発生させる可能性のある企業事業単位（汚染物質の排出、危険物品製造・貯蔵、危険廃物の処理等に従事する企業等）は、弁法の定める書式により環境危機管理計画を作成し、評価グループを組織してこれを評価させた上で、各地域の環境保護主管部門に届け出なければならないこと等を規定する。 |       |                  |

## 新公布法令解説

### 「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための中華人民共和国政府とシンガポール共和国政府との間の協定」及び議定書の条文解釈

本法令は、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための中華人民共和国政府とシンガポール共和国政府との間の協定」（以下「中星租税条約」）及び、付属議定書の規定に関する解釈を定めたものである。中星租税条約条文の解釈について、網羅的に規定しており、特に、条約第 5 条の恒久的施設（「PE」）に関する解釈が、詳細に規定されている。

本法令は、中星租税条約のみならず、日本を含む、中国と他の国又は地域との間で締結された租税条約／取極の解釈にも適用があること、また、本法令の施行以前に発出された租税条約／取極の解釈に関する法令の規定と本法令の規定との間に相違がある場合、爾後、本法令の規定が基準とされることから、租税条約の中国国内における取扱を理解するうえで、最も重要な指針であるといえる。

本稿においては、日本親会社が中国子会社からの“リターン”の取得を検討するうえで特に影響があると思われる箇所、PE（第 5 条）・事業所得（第 7 条）・使用料（第 12 条）に関する条項等について解説する。

## 1. 本法令の位置づけ

中星租税条約は、中国政府とシンガポール政府との間で 2007 年 7 月 11 日締結、2008 年 1 月 1 日施行され、その後 2009 年 8 月 24 日に第二議定書が締結され、2009 年 12 月 11 日より執行されている。

本法令は、中星租税条約の各条項に関し、「第 1 条人的範囲」から「第 26 条その他条項」までをカバーするものである。過去、中国と、日本、英国、香港との間の租税条約／取極に係る一部の条項に関する解釈規定、各国との間の租税条約／取極に共通する条項に関する解釈規定が公布されているが、本法令は、租税条約の各条項に関し全面的に解釈がなされた法令として、初のものである。

本法令は、中星租税条約の各条項の解釈を規定したものであるが、中国が他の国又は地域との間で締結した租税条約／取極の規定と、中星租税条約の条項の規定とが一致する場合（全文一致のみならず、部分一致をも含むと考えられる）、本法令は、当該租税条約／取極の規定の解釈、執行に適用される。また、本法令の解釈と、本法令施行以前に発出された租税条約／取極に係る解釈法令との間に相違がある場合、本法令の規定が基準とされる。

以上から、本法令は租税条約／取極の中国国内における取扱を理解するうえで、現時点で最も重要な指針であるといえる。

## 2. 検 討

本法令による中星租税条約の各条項の解釈は、全体的には OECD によるモデル条約の解釈を踏襲するものであるが、一部、中国の課税権を広く確保する解釈規定も見られる。

本稿においては、日中企業間取引にも影響があると思われる、第 5 条恒久的施設（「PE」）に関する条項の解釈を中心に、検討する。

### （1）第 4 条 居住者

本法令は、居住者の規定において、個人及び個人以外の企業等の双方居住者の振り分けについて規定する。

まず、個人である双方居住者の振り分けについて、個人の人的、経済的關係がより密接な国に優先権を与えている。そして、その判定基準として

#### ① 恒久的住所の存在

当該個人の所有を要件としない、長期居住用住居等を持つこと。

#### ② 重要な利害の中心

家庭や社会関係、職業、営業場所、財産管理の場所等から判定される基準。

#### ③ 習慣的居所

滞在期間に基づき判定される基準。

#### ④ 国籍

を順に適用し、判定することを規定する。

双方居住者について、以上の基準から居住地国を判定できない場合、相互協議により居住地国が決定される。

個人以外の企業等に関する振り分け基準として、「実質的管理の場所」としている。日本はこれに対し本店所在地主義をとるが、企業等に係る双方居住が問題となるケースは稀であり、海運、内陸水路運輸、航空運輸から生ずる所得に対する課税との関係で検討される場合が想定されるに止まる。

企業等に係る双方居住者についても、居住地国を判定できない場合、相互協議により居住地国が決定される。

個人の場合も、個人以外の企業等の場合も、両国の協議による合意がない場合、その者は税務上いかなるステータスとされるかについては、規定がない。この点、例えば日米間においては、双方非居住者とされるのに対し、日中間においては、双方居住者として課税がなされる可能性がある。

## (2) 第5条 恒久的施設

恒久的施設 (PE=Permanent Establishment) 【4】 とは、事業を行う一定の場所であって企業がその事業の全部または一部を行っている場合を指す。

本法令は、PE の認定に関する基準を比較的詳細に定めている。また、全体として中国の課税権を広く確保するよう定めている点、特徴として指摘することができる。特に、代理人 PE 及び出向者 PE に関し、判定の基準が明確化された点、注目に値する。

### ①事業を行う場所

本解釈規定は、非居住者による事業の全部又は一部が一定の場所を「通じて」行われることについて、広義に解釈されなければならないとする。具体的には、以下の様な事例が考えられる。

#### (事例1)

- シンガポール企業が中国の顧客と直接契約を締結する場合、契約がシンガポール企業が中国に設ける事業場所において履行される場合は、当該シンガポール企業が当該事業場所を「通じて」事業活動を行なうと見做されるケース  
→駐在員事務所によるアフターメンテナンスサービスへの従事等

#### (例2)

- シンガポール企業と中国企業とが顧客関係を形成するために当該事業場所が実質的な貢献をした場合、契約が両企業間 (中星間) にて直接締結されたものであっても、シンガポール企業が当該事業場所を「通じて」事業活動を行なったと見做されるケース  
→駐在員事務所の契約締結交渉への関与等

### ②長期コンサルタントの役務

非居住者企業が中国において、所謂、長期コンサルタントの役務を提供する場合、税務上 PE を構成するか否かは、「同一プロジェクト又は関連するプロジェクト」のために派遣される派遣者の滞在期間に基づき決せられる 【5】。

本法令は、「同一のプロジェクト又は関連するプロジェクト」の考え方として、同一の企業が行う商業上の関連性又は一貫性を有する若干のプロジェクトである、との考えを示した。その判断要素として、以下の基準を挙げている。

<sup>4</sup> 具体的には、事業の管理の場所、支店、事務所、工場、作業場等物理的な場所のほか、一定要件を満たす管理監督活動、コンサルティング活動、代理人の存在が該当する。

<sup>5</sup> かかる滞在期間につき、日中租税条約は6ヶ月超、中星租税条約は、183日超とする点において、両者は異なる。

- (i) これらのプロジェクトが同一の総契約に含まれるか否か。
- (ii) これらのプロジェクトがそれぞれ異なる契約に属する場合には、これらの契約が同一の者又は関連する者と締結したものであるか否か、前のプロジェクトの実施が後のプロジェクト実施の必要条件であるか否か。
- (iii) これらのプロジェクトの性質が同一であるか否か。
- (iv) これらのプロジェクトが同一の職員により実施されるか否か、等。

かかる基準によれば、事案によっては、本来、別個と見做されるべきプロジェクトのための人員派遣であっても、「同一プロジェクト又は関連するプロジェクト」への人員派遣であるとされ、これに従い派遣者の滞在期間がカウントされることにより、PE 有無の判断に係る基準期間を達成し易くなる点に注意を要する【6】。

また、中国においては従来、(イ)租税法令の規定により、技術援助等、ノウハウに係る使用権のライセンスと共に、職員も中国国内に派遣して技術指導等の役務を提供させ、かつ、サービスフィーを取得する場合は、そのサービスフィーが単独で収受されるか、それとも技術対価に含まれるかを問わず、使用料と見做し、使用料に係る条項の規定を適用するものとする、(ロ)但し、人的役務の提供が PE を構成する期間基準に達し、PE を通じて行われるものである場合には、PE に帰せられる部分の役務所得については、事業所得の規定に基づくこととされているが【7】、本法令においても、この点、確認的に規定されている。

### ③一定の代理人

特定の代理人の存在が PE を構成する場合（「代理人 PE」）とは、特定の代理人の存在が、企業が支店等を有してその事業を行う場合と同じ効果を得ることができると判断される場合を指す。国際税務における一般的な考え方である。

但し、代理人であっても、その機能が支店と同様に従属的である場合（「従属代理人」）と、独立の事業として行われている場合（「独立代理人」）とに区別される。従属代理人に該当する場合は企業の PE を構成するものの、独立代理人に該当する場合には企業の PE を構成しない。

---

<sup>6</sup> 例えば、日本親会社 A 社が、中国子会社 a 社による「住宅施設 B のエネルギー管理システム構築」プロジェクト支援と、a 社による「電気自動車 C の充電・放電スケジューリング」プロジェクト支援のために、技術者を派遣する場合、両者は全く別個のプロジェクトでありながら、両プロジェクト支援のための技術援助契約の当事者はいずれも A 社及び a 社であることにより、「同一又は関連するプロジェクト」と認定されることになると考えられる。

<sup>7</sup> 本レポート 2009 年 11 月号新公布法令解説「租税条約の権利のライセンスに係る使用料条項の執行に係る問題に係る通知」参照。



## (i) 子会社が従属代理人とされる場合

代理人 PE に関しては、中国子会社がこれに該当する場合があることを明確に規定する。

外国親会社が中国国内に子会社等を有する場合であっても、当該中国子会社等は外国親会社とは独立した別個の法人、別個の事業主体であることから直ちに外国親会社の PE とされるものではない。しかしながら、一定の場合、子会社等は外国親会社の PE と判断され得る。

その一つとして、子会社が、外国親会社を拘束する「契約を締結する権限」を有し、かつその権限を常習的に行使する場合、外国親会社の従属代理人とされる。本法令は、この「契約を締結する権限」について、広義に解釈するものとすることを定め、これには外国会社の名義において契約を締結する場合でなくとも、その締結された契約がなお外国会社を拘束する場合が含まれること、「締結」とは契約の署名行為そのもののみをいうのではなく、中国国内代理人が権限を有して被代理企業である外国会社に代わって契約交渉に参加し、契約条項を協議決定すること等も含まれる、とすることに注意を要する。

これにより、例えば、中国国内に在庫保管される日本親会社の商品が、中国国内において引渡しされる場合において、売買契約交渉に中国子会社が参与して販売された場合、当該中国子会社は日本親会社の代理人 PE とされ、日本親会社の商品販売に係る収益は、PE 帰属所得として企業所得税の課税対象とされると考えられる。

なお、日中間では、代理人が本人企業（親会社）又は本人企業と支配・被支配の関係にある他の企業のために反復して注文を取得することがある場合も、従属代理人に該当する。

## (ii) 独立代理人とされる場合

本法令は、PE とされない独立の地位を有する代理人であることの基準についても比較的詳細に定めるものであり、以下のとおり地位の独立性について定めている。

- (イ) 代理人が法的、経済的に、被代理企業から独立していること 及び、
- (ロ) 代理人が一般に通常の方法で自らの業務活動を行い、経済的に被代理企業に帰するその他の活動（被代理企業を拘束する契約の締結等）を行わないこと

このうち、(イ)代理人が法的、経済的に、被代理企業から独立していることの判定にあつては、次の点を考慮するとする。

- ・ 代理人の商務活動の自由度。代理人が被代理企業の具体的指導及び全面的支配のもとで企業のために商務活動を行うのであって、業務方式を自ら決定するのではない場合には、当該代理人は、通常は独立の地位を有しない。
- ・ 代理人の商務活動のリスクは、誰が引き受けるか。被代理企業が引き受けるのであって代理人が引き受けるのではない場合には、当該代理人は、通常は独立した地位を有すると認められることはできない。

- ・ 代理人の代理する企業の数。相当に長い経営期間又は期間内において、代理人が専ら又は主として 1 社の企業のためにのみ活動を行う場合には、当該代理人は、独立の地位を有する代理人ではない可能性が高い。
- ・ 代理人の専門知識に対する被代理企業の依存の程度。通常では、独立の地位を有する代理人は、商務活動を独立して行う専門知識又は技術を具備し、企業の援助に依存する必要はない。反対に、被代理企業は、通常は代理人の専門知識又は技術の助けを借りて自らの業務を拡張し、又は自らの製品を売り出す、等。

#### ④ 中国子会社への出向者

本法令は、中国子会社への出向者が外国親会社の PE を構成する場合の判断基準についても、詳細に規定する。これに関しては、「時事問題研究—在籍出向者 PE 問題について」を参照のこと。

### (3) 第 7 条 事業所得

外国企業の事業所得について、「PE なければ課税なし」の課税の原則と、課税は PE 帰属所得に限定されることを確認している。

PE 帰属所得の確定のために、PE をあたかも独立した一つの企業であると見做し、この独立した組織で市場における条件及び価格で取引をした場合に得るであろう利得を恒久的施設に帰属する利得とすると定めている。租税条約では、課税所得の計算等具体的手続を定めてはいないために、①PE の課税所得の計算上、PE のために生じた費用は控除できること、②PE 帰属所得を確定するための資料が十分でない場合は推定課税により計算されることを規定している。

### (4) 第 12 条 使用料

使用料に関する中星租税条約の規定は、国連モデル型を採用しており、使用料の範囲に工業、商業、科学設備の賃貸に係る賃料を含むことを規定する（日中租税条約においても同じ）。本法令は、これを確認しつつも、設備ファイナンスリースのリース料は、使用料と扱われないことを規定する。

また、単なる貨物貿易のアフターサービスに係る報酬、製品保証期間内のサービスに係る報酬、工事、管理、諮詢等専門サービスにより取得した対価は、使用料としてはならないとしている。

## 時事問題研究—在籍出向者 PE 問題について

中国の日系現地法人には、日本本社の指示で赴任した在籍出向者が存在するのが常である。大規模な生産型企业ともなれば、在籍出向者数は数十人にも及ぶこともある。上場企業が多数の現地法人を擁する場合、在籍出向者数の合計が 100 名を超えることもあるだろう。こうした在籍出向者について、現地法人の設立時（当初の在籍出向者の赴任時）に遡り、日本企業が長期コンサルタントの役務の恒久的施設（「コンサルタント PE」）課税を受ける可能性が出てきた。2011 年以降、この問題は中国税務の一大問題になる可能性がある。

そもそもコンサルタント PE 課税とは何か。

いわゆる日中租税条約第 5 条第 5 項は日本企業が自社の「使用人その他の職員を通じてコンサルタントの役務を提供する場合には、このような活動が単一の工事（プロジェクト）又は複数の関連工事（プロジェクト）について 12 ヶ月の間に合計 6 ヶ月を超える期間行われるときに限り、」日本企業は中国国内に PE を有するものとされると規定する。これに該当する場合、コンサルタントの役務に関する事業所得について企業所得税を徴収されるというものである。

企業所得税は通常認定される事業所得の 3.75% から 7.5% である。これに加えて営業税 5% が徴収される（2010 年 12 月 1 日以降は合計 0.5%—営業税の 10%—の都市建設税及び教育費も課税される）。過去の未納分について、1 日 1 万分の 5 年間 18.25% の滞納金加算の可能性もあり得る。

しかし、なぜここへ来て在籍出向者に対するコンサルタント PE 課税のリスクが浮上することになったのだろうか。それは「『所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための中華人民共和国政府とシンガポール共和国政府との間の協定』及び議定書の条文解釈」（国家税務総局 2010 年 7 月 26 日発布、施行。国税発[2010]75 号。以下「条文解釈」という。）が登場し、在籍出向に関する長期コンサルタントの役務の PE 認定に関する基準が明確化されたことによる。この点について、中星租税条約に関する条文解釈がなぜ日中租税条約に基づくコンサルタント PE に関係するのかに疑問を有する向きもあろう。しかし、条文解釈前文一、は次のとおり規定する。

一、我が国が対外的に締結する協定の関係条項の規定と中国-シンガポール協定の条項に定められる内容とが一致する場合には、中国-シンガポール協定条文解釈の規定は、その他の協定の同一の条項の解釈及び執行に同様に適用される。

この点、日中租税条約と中星租税条約の内容は完全に一致するものではないが、ほぼ同じである。そこで、条文解釈は日中租税条約に「同様に適用される」ものでないとしても、その解釈及び執行に深刻な影響を及ぼすと推測されるのである（国家税務総署は日中租税条約を含むより広い租税条約にも適用のある解釈を発布する可能性もあるが、内容は条文解釈を踏襲すると予想される）。

では、条文解釈は在籍出向者がコンサルタント PE 認定される要件として、いかなるものを規定しているのだろうか。それは次の下線部に示すとおりである。

七、第七項の規定に基づき、親会社の子会社の投資設立を通じて、子会社の株式を保有すること等により形成される支配又は被支配の関係によって、子会社が親会社の恒久的施設を構成することはない。租税の観点からみれば、子会社は、そのものが 1 つの独立した法人実体であり、それが業務上親会社の管理を受けるとしても、これにのみ基づいて親会社の恒久的施設とみなされないものとする。

ただし、親子会社の間の特例の関係により、実際の経済活動においては、親子会社の間には比較的複雑な国境を跨ぐ職員及び業務の往来が常に存在する。この場合に、子会社における親会社の活動によって親会社が子会社の所在国において恒久的施設を構成することになるか否かについては、次のいくつかの面から掌握するものとする。

（一）子会社の求めに応じ、親会社が職員を子会社に派遣して子会社のために業務をさせる場合において、これらの職員が子会社に勤務し、子会社が当該職員の業務に対し指揮権を有し、業務の責任及びリスクについて親会社とは無関係であり、子会社がこれらを引き受けるときは、これらの職員の活動によっては親会社が子会社の所在国において恒久的施設を構成することにはならない。この種の状況において、子会社がこの種の職員に対し支払う費用は、直接に支払うか、それとも親会社を通じて転払いするかを問わず、ひとしく子会社の内部職員の収入分配とみなし、支払に係る職員費用について費用計上するものとし、当該子会社の支払った職員費用は、個人所得とし、子会社の所在国の個人所得税法に關係する関連規定及び協定第十五条の關係規定に従い個人所得税を徴収するものとする。

（二）親会社が職員を子会社に派遣して親会社のために業務をさせる場合には、この条第一項又は第三項（注：ここにはコンサルタント PE の根拠となる第 3 項第 2 号が含まれる。）の規定に従い、親会社が子会社の所在国において恒久的施設を構成するか否かを判断するものとする。次の基準の 1 つに適合する場合には、これらの職員が親会社のために業務をすると判断することができる。

1. 親会社が当該職員の業務に対し指揮権を有し、かつ、リスク及び責任を引き受けること。
2. 子会社に派遣されて業務をする職員の数及び基準を親会社が決定すること。
3. 当該職員の賃金を親会社が負担すること。
4. 職員を子会社に派遣して活動を行わせることにより親会社が子会社から利得を取得すること。

この種の場合に、親会社は、子会社から関係する役務費を収受する際には、独立企業間取引原則に従い、親子会社の当該費用の合理性を確認した後に、子会社の当該費用について費用計上するものとする。当該活動によって親会社が子会社の所在国において恒久的施設を構成する場合には、当該子会社の所在国は、この協定第七条の規定に従い、親会社が子会社から収受した費用に対し企業所得税を徴収することができる。

日本企業と現地法人の現状を分析すると、上記（二）4.に該当しないとしても、（二）1.乃至 3.に該当する場合が圧倒的多数となるように思われる。こうして在籍出向者に関するコンサルタント PE 課税（及び営業税等の課税）のリスクが急増することが予想されるのである。これは日本企業が現地法人の指揮権を手放し、経営の現地化を進める一つの契機となるかもしれない。（了）

# 中国智库

富士通総研経済研究所 主席研究員 柯 隆

## 2011年の中国経済を占う

一五輪と万博の後遺症の影響と展望

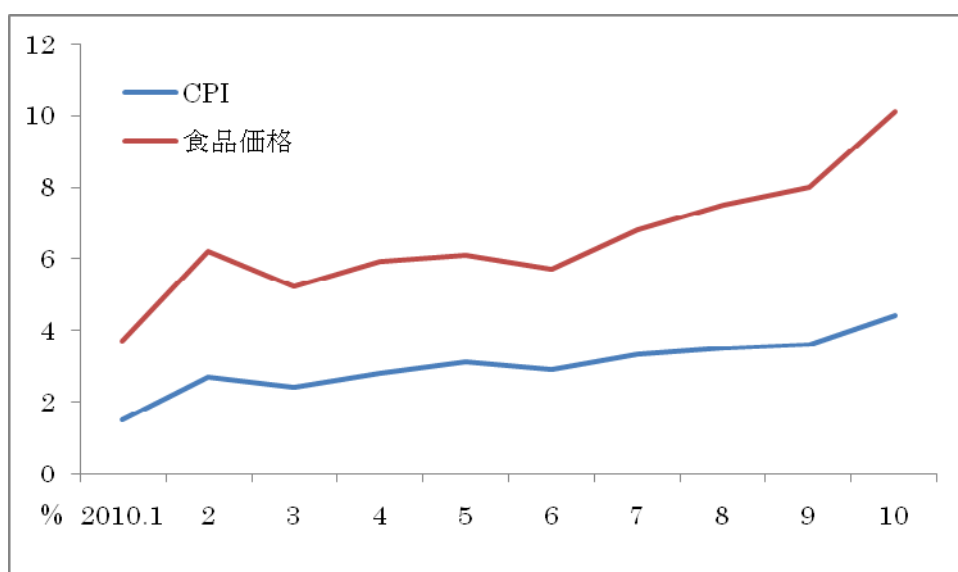
中国経済は 2010 年に一つの段階が終わり、2011 年は新たな段階に入るための調整期にあたる。言ってみれば、2010 年までの 10 年間は、昭和 40 年頃の日本経済と同じようにイベント経済によって成長がけん引され、産業構造も国民生活も一つの階段を登った。

2012 年に中国はいよいよ 10 年に一度の政権交替を迎える。新政権になれば、新しい経済運営がスタートする。このように考えれば、2011 年は二つの山に挟まれる谷間にあたり、これまでの過剰投資が残してくれた負の遺産を処理する構造調整の年となろう。

### 1. 不均衡是正に向けた構造調整

ここ 2、3 年の中国経済は成長こそ持続しているが、種々の構造問題を抱えている。結論的に、2011 年の中国経済の運営は構造上の均衡を図るリバランスが中心になると予想される。今年に入ってから、中国経済の成長率は第 1 四半期 11.9%、第 2 四半期 10.3%と第 3 四半期 9.6%と下降傾向を辿っているが、逆に物価は上昇し、10 月の消費者物価指数は 4.4%に達し、インフレが再燃している（図 1 参照）。

図 1 消費者物価指数（CPI）と食品価格伸び率の推移



資料：中国国家统计局

一般的にインフレを抑制するには、利上げなどの金融引締政策が有効といわれている。しかし、金融引締政策は景気を抑え込むマイナス効果が心配される。特に、今回のインフレ再燃の特徴は、物価全般が上昇するのではなく、食品価格を中心に高騰しており、工業製品などは依然としてデフレに近い状況にある。こうした中で、政策当局にとってもっとも困るのは思い切った金融政策が採れないことである。すなわち、成長率とインフレのベクトルがまったく異なる方向を向いているためである。

一般的に、市場経済では、物価が上昇するのは需要が供給を上回る結果と考えられている。しかし、食品の有効需要は大きく変動しない。その価格を押し上げる要因として、供給サイドに問題があると推察される。しかし、過去 1 年間の洪水や干ばつなどの天災を調べても、例年並みといった水準にあり、極端な凶作は起きていない。

10 月に開かれた共産党中央の五中全会の「決定」を入念に読んでみると、「物価の高騰を抑制するために、不正の価格操作を断固として取り締まる」という表現がその中に入っている。要するに、インフレが再燃したのは、有効需要が急増したのではなく、食品価格が意図的に操作されているというのだ。

実は、現状は政策当局にとりもっとも悩ましいことが起きている。すなわち、食品価格は確かに上昇しているが、家電や自動車などの工業製品の価格は依然下落しており、デフレの状況にあるため、オーソドックスな金融引き締め政策を実施することができない。

結局、インフレ再燃の兆しが表れてから、人民銀行（中央銀行）は金利を 0.25 ポイント、預金準備率を 0.5 ポイント、それぞれ引き上げただけである。しかし、この程度の小手先の引き締め政策では、インフレは抑制されない。

おそらく中国政府がここでやるべきことは二つある。1 つは、市中の過剰流動性を抑制するために、金融制度を改革するとともに、人民銀行の為替レジームを改革すること。もう 1 つは、農産物や食品の流通システムを改革し、その透明性を高めることである。これから開かれる経済工作会议でどのような政策が決断されるかを注目していきたい。

## 2. 急がれる構造改革と人民元改革

過去 30 年間の経済改革は主に製造業の強化に重点を置いてきたが、物流と流通にかかわる制度改革は大幅に遅れている。現状において、農産物の買付は依然国有企業によって独占されている。物流と流通の担い手をみると、無数の小規模業者が請け負う形になっている。異なる業者による駅伝のような物流システムでは、効率が悪い上、流通コストがかさみがちになる。

それゆえ、香港の一人当たり GDP は大陸の 7-8 倍ほどだが、香港で売られている玉子やサラダ油などの食品は広東省よりも 4 割ほど安いといわれている。その結果、広東省の住民が香港へ食品の買い出しに出かける怪現象まで表れている。ちなみに、香港で売られている食品の 8 割以上は中国大陆からの輸入品である。

したがって、現状においては、利上げなどの金融引き締め政策を実施する必要性があるが、同時に、流通システムの改革を含む構造改革が求められている。

第1に、農産物の買付を含む流通システムの透明性を高め、民営企業の参入を認めるなどの規制緩和が必要である。第2に、流通システムのネットワーク形成を促すために、業者の吸収・合併（M&A）を促進し、流通サービス業の規模のメリットを強化していく必要がある。第3には、農産物の pricing（価格形成）を最適化するために、農産物取引の市場を構築していく必要がある。

一方、国务院と人民銀行は依然として人民元の為替調整に慎重な姿勢を崩していない。その理由は至って簡単である。すなわち、人民元を切り上げれば、輸出製造業に悪影響を与えることを心配しているからである。確かに、人民元の為替レートを一気に30%も切り上げれば、輸出依存の中国経済に悪影響を与える恐れがある。しかし、人民元をドルに固

定してしまうのも問題である。現在、人民元の為替レートはドルに対して日々わずかに変化しているが、それは市場の力によるものというよりも、人民銀行の演出でしかない。

したがって、市場では、人民元の切り上げがトレンド的に変わらないとみられ、その差益を狙うホットマネーの流入が続いている。国際金融市場をみると、アメリカと日本では、超低金利が続いているため、その流動性の多くは中国に流れ込んでいる。これこそインフレ再燃をもたらす重要な原因である。

その上、人民銀行はこうしたホットマネーの流入についてなす術もなく、さらなるホットマネーの流入を誘発するのを恐れ、本来実施すべき思い切った利上げが先送りされている。例えていえば、人民元が投機筋の人質となり、人民銀行の弱腰が丸見えの状況にある。

しかし、このまま行くと、インフレがさらに高騰し、不動産バブルがいつそう膨らんでしまう恐れがある。まず、食品価格の高騰は都市部の低所得層の生活を直撃する。低所得層の生活は10%以上の食品価格の高騰には耐えられない。そして、食品価格の高騰が長く続けば、家電などの工業製品のデフレがいつそう深刻化する恐れがある。なぜならば、中低所得層は支出を食費関連の支出にシフトするからである。結果的に、中国のような格差社会においては、富裕層は食品価格の上昇がほとんど苦にならないのに対して、低所得層がそれに耐えきれなければ、社会不安がいつそう深刻化する。

したがって、ここでは不動産バブルを抑制する狙い撃ちの政策の実施がやむを得ないかもしれないが、同時に、抜本的な構造転換が必要不可欠である。



香港・広東省間では、物価の高騰等を受け、食品を香港に求める新しい流れが出現。

（写真：深セン駅前。奥に見える建物が香港と深セン間のボーダー）



### 3. 2011 年の中国経済

2011 年の中国経済を展望すれば、これまでの成長を続けていくものと予想される。「科学的発展観」の考え方では、経済構造を大きく転換する必要があるが、個々の市場構成員にとっては構造転換に取り組むインセンティブが働かない。具体的には、銀行業界においては国有銀行を中心に、預金金利と貸出金利の利鞘に頼り、金融商品と金融技術を創造するモチベーションが高くない。結局のところ、商業銀行は家計から預金を集め、国有企業に融資を行うだけである。このままでは、金融仲介の効率性が改善されない。

そして、国有企業の経営を考察しても、大型国有企業の場合、政府の保護政策に頼り、独占利益を享受するだけである。この点が、なぜ中国経済の規模が大きく発展しているのに、個々の企業のブランド力や技術力が改善されていないか、ということの背景である。したがって、持続可能な経済成長を目指すために、第 12 次 5 か年計画の初年度から国有経済の民営化を推し進める必要がある。

一方、インフレ懸念が高まっている中で、政府は物価の上昇を抑制するための行政措置を講じているが、過剰流動性を背景とする投機を抑制するには、行政措置ではなく、市場メカニズムを徹底する必要がある。すなわち、投機の資本コストを高めるために、金融引き締め政策を実施するとともに、通貨人民元の弾力性を高める必要がある。

結論として、中国経済はマクロ的には、2011 年の経済成長率が 2010 年に比べ多少減速する可能性があるが、9.0-9.5%程度の成長を持続できると予想される。物価の上昇が懸念材料として心配されるが、政府の断固とした措置によりインフレ率は 5%を超えることは考えにくい。一方、人民元の為替については、主要国からの要請に加え、国内の構造調整の必要性から 3-5%程度の切り上げがありうる。それでも大幅な切り上げによる輸出製造業への影響を心配して、1 ドル=6 元程度の水準で推移する可能性が高い。

総じていえば、2011 年はそれまでの五輪と万博の高成長が残した過剰設備などの負の遺産を処理するための調整の年になる。経済成長のリスクとしては、現在低下傾向を辿っている GDP 伸び率がこれからさらに下がる恐れがあり、それを受けて雇用が厳しくなる可能性が考えられる。そのマイナスの影響を食い止めるために、来年 3 月に開かれる全人代（国会に相当）で追加的な政策面の手当てが決断される可能性が高い。

繰り返しになるが、現状の中国にとっては、高いコストを払って成長率を 1、2 ポイント押し上げるよりも、思い切った制度改革が必要である。

（本寄稿は、2010 年 12 月上旬に執筆されたものです。）

#### 筆者紹介：

1963 年中国南京市生まれ。1994 年名古屋大学大学院経済学修士課程修了。1998 年より、富士通総研経済研究所 主任研究員を経て現職。専門は開発金融、中国経済論。

ご照会先

株式会社日本政策金融公庫 国際協力銀行 香港駐在員事務所

Suite 3111, One Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong

Tel: +852-2869-8505 Fax: +852-2869-8712

本レポートは中国に関する概略的情報を株式会社日本政策金融公庫 国際協力銀行 香港駐在員事務所が皆様に無償ベースにて提供するものであり、当事務所は情報利用者に対する如何なる法的責任を有するものではありませんことをご了承下さい。